

# 奨学金返済支援制度規程

社会福祉法人アンダンテ

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人アンダンテ（以下、法人という）における奨学金返済支援制度について定めたものである。

## (奨学金返済支援制度)

第2条 奨学金返済支援制度（以下「支援制度」という。）とは、自身の奨学金を現に返済している職員に対して、法人が返済額の一部を補助するために、毎月の給与で手当として支給する制度のことをいう。

## (支援制度の対象者)

第3条 支援制度の対象者は、次のいずれにも該当する者（以下「支援対象者」という。）とする。

- (1) 法人の正規職員であること。
- (2) 大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）、高等学校の卒業生（中退者も含む。）で、現に奨学金を返済している者（据置期間中を含む。）であること。
- (3) 正規職員としての在籍期間が、3年以内の者であること。
- (4) 第4条の書類を提出した者であること。

## (書類の提出)

第4条 支援制度の適用を受けようとする職員は、次の書類を法人が指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 奨学金等の借入総額及び返済計画がわかる書類
- (2) 法人の正規職員となった月において、奨学金等の借入残高がわかる書類
- 2 支援対象者は、毎年、会社が指定する日に奨学金等を返済していることを証明する書類を提出しなければならない。
- 3 支援対象者は、返済計画等の変更があった場合には、速やかに会社に申し出なければならない。

## (奨学金)

第5条 本規程に定める奨学金とは、次の各号のいずれかに該当する奨学金をいう

- (1) 日本学生支援機構の奨学金
- (2) 地方公共団体、大学及び民間企業などが貸与する奨学金
- (3) その他会社が特に必要と認めるもの

## (奨学金支援手当)

第6条 奨学金返済額の一部補助を、「奨学金支援手当」として毎月の給与で支給する。

- 2 奨学金支援手当は、月額月額10,000円とし、本人が返済している金額を超えての支給はしないものとする。（100円単位切り捨て）
- 3 欠勤、休業、休職中などの勤務していない日、期間についても全額支給する。

## (支給期間等)

第7条 奨学金支援手当は、正規職員となった月から、正規職員となった月を1箇月目とし、最長36箇月目となる月まで支給する。

2 奨学金返済が支給対象最長月以前に終了した場合は、最終返済月までの支給とする。

## (規程の改廃)

第8条 本規程を改廃する場合は、事前に職員に対して通知する。

## 附則

### (施行期日)

第1条 この規程は、2021年4月1日より施行する。